

京都大学事務委任等規程及び京都大学本部事務決裁等規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																												
<p><b>京都大学事務委任等規程</b> (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 人事事務のうち、部局又は学系等における次の各号に掲げる事項については、教員にあっては当該教員が所属する学系等の長が、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長が専決するものとする。ただし、学系等の長が専決するものとされた事項のうち、当該学系等及び部局が指定する事項については、当該部局の長に専決させることができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 教職員等の育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の承認、不承認を決定すること。</p> <p>(7)～(14) } (略)</p> <p>3～4 } (略)</p> <p>(後 略)</p> <p><b>京都大学本部事務決裁等規程</b> (平成17年9月20日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>(専決)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、別表第3の事項欄に掲げる事項に係るものについては、それぞれ、同表の専決者欄に掲げる者は、専決することができる。この場合において、当該専決者は、必要に応じて当該専決する事項又はその要点を上司に説明又は報告し、その確認を得て行うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事項</th> <th colspan="6">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="width: 5%;">掛長 又は 専門職員</td> <td style="width: 5%;">課長 補佐、 室長補佐 又は 専門員</td> <td style="width: 5%;">課長 又は 室長</td> <td style="width: 5%;">次長</td> <td style="width: 5%;">部長</td> <td style="width: 5%;">理事 又は 副学長</td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決者							掛長 又は 専門職員	課長 補佐、 室長補佐 又は 専門員	課長 又は 室長	次長	部長	理事 又は 副学長	<p>第4条</p> <p>2</p> <p>(1)～(5) } (同 左)</p> <p>(6) 教職員等の育児部分休業、介護休業、<u>介護部分休業及び介護時間</u>の承認、不承認を決定すること。</p> <p>(7)～(14) } (同 左)</p> <p>3～4</p> <p>(専決)</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>別表第3 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">事項</th> <th colspan="6">専決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="width: 5%;">掛長 又は 専門職員</td> <td style="width: 5%;">課長 補佐、 室長補佐 又は 専門員</td> <td style="width: 5%;">課長 又は 室長</td> <td style="width: 5%;">次長</td> <td style="width: 5%;">部長</td> <td style="width: 5%;">理事 又は 副学長</td> </tr> </tbody> </table>	事項	専決者							掛長 又は 専門職員	課長 補佐、 室長補佐 又は 専門員	課長 又は 室長	次長	部長	理事 又は 副学長
事項	専決者																												
	掛長 又は 専門職員	課長 補佐、 室長補佐 又は 専門員	課長 又は 室長	次長	部長	理事 又は 副学長																							
事項	専決者																												
	掛長 又は 専門職員	課長 補佐、 室長補佐 又は 専門員	課長 又は 室長	次長	部長	理事 又は 副学長																							

(略)					
事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇(夏季休暇に限る。)の承認並びに週休日の振替え及び代休日の指定					
事務本部の職員の育児部分休業、介護休業及び介護部分休業の承認、不承認の決定					
事務本部の職員の総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認の決定					
事務本部の職員の組合交渉に参加するため勤務しないことの承認、不承認の決定					
妊産婦である事務本部の女性職員の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないこと並びに妊娠中の事務本部の女性職員が休息又は補食するため及び通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認の決定					
1) 部長					○
2) 次長					○
3) 課長又は室長					○
4) 課長補佐、室長補佐又は専門員			○		
5) 掛長又は専門職員		○			
5) 1)から5)まで以外の職員	○				
(略)					

(後 略)

(同 左)					
事務本部の職員の年次休暇及び特別休暇(夏季休暇に限る。)の承認並びに週休日の振替え及び代休日の指定					
事務本部の職員の育児部分休業、介護休業、 <u>介護部分休業及び介護時間</u> の承認、不承認の決定					
事務本部の職員の総合的な健康診査を受けるため勤務しないことの承認、不承認の決定					
事務本部の職員の組合交渉に参加するため勤務しないことの承認、不承認の決定					
妊産婦である事務本部の女性職員の保健指導又は健康診査を受けるため勤務しないこと並びに妊娠中の事務本部の女性職員が休息又は補食するため及び通勤に利用する交通機関の混雑を避けるため勤務しないことの承認、不承認の決定					
1) 部長					○
2) 次長					○
3) 課長又は室長					○
4) 課長補佐、室長補佐又は専門員			○		
5) 掛長又は専門職員		○			
6) 1)から5)まで以外の職員	○				
(同 左)					

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。